

寿都町社協だより

社会福祉法人 寿都町社会福祉協議会
〒048-0401
寿都郡寿都町字新栄町166番地8
電話 0136-75-7666
FAX 0136-75-7878

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で生活資金にお困りの皆様へ
生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内
◆本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります◆

緊急小口資金【特例貸付】の貸付内容

- 貸付対象 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 貸付限度額 原則として、一世帯につき1回限り10万円以内
ただし、以下の場合は一世帯につき20万円以内の貸付も可能
 - ① 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合
 - ② 世帯員に要介護者がいる場合
 - ③ 4人以上の世帯である場合
 - ④ 世帯員に子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる場合
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子
 - ・風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期間 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子

緊急小口資金【特例貸付】の申込に必要なもの

- 借入申込者の身分を証明できるもの（住民票、健康保険証、運転免許証 等）
- 印鑑
- 借入申込者の預金通帳またはキャッシュカード
- 新型コロナウイルス感染症の影響により減収したことの確認書類（給与明細、通帳 等）

緊急小口資金【特例貸付】の貸付金の交付方法

- 借入申込者が指定する金融機関に送金します。

寿都町社協だより

社会福祉法人 寿都町社会福祉協議会
〒048-0401
寿都郡寿都町字新栄町166番地8
電話 0136-75-7666
FAX 0136-75-7878

北海道社会福祉協議会では今回の新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で生活資金にお困りの方へ、次のとおり貸付制度を実施しております。

緊急小口資金【特例貸付】の貸付内容

- 貸付対象 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 貸付限度額 原則として、一世帯につき1回限り10万円以内
ただし、以下の場合は一世帯につき20万円以内の貸付も可能
 - ① 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合
 - ② 世帯員に要介護者がいる場合
 - ③ 4人以上の世帯である場合
 - ④ 世帯員に子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる場合
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子
 - ・風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期間 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子
- 申込書類
 - ① 借入申込者の身分を証明できるもの（住民票、健康保険証 等）
 - ② 印鑑
 - ③ 借入申込者の預金通帳またはキャッシュカード
 - ④ 新型コロナウイルス感染症の影響により減収したことの確認書類（給与明細、通帳 等）
- 受付窓口 寿都町社会福祉協議会 電話 75-7555

実施主体：北海道社会福祉協議会

寿都町社会福祉協議会でも貸付事業を実施しております！！

本町に居住し、低所得のため不測の出費等によって生活をおびやかされ、資金の融資を他から受けることが困難な世帯に対し、10万円を限度として貸し付ける制度です。

保証人が必要なことや証明書類の提出が必要となり、その他にも決まり事がありますので、詳細については寿都町社会福祉協議会までご相談ください。